

第十九回 参議院通商産業委員会會議録第二十号

昭和二十九年三月十六日(火曜日)午前
十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松平 勇雄君
小松 正雄君
海野 三朗君

委員

石原幹市郎君
大谷 賀雄君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川弥平治君
酒井 利雄君
高橋 衛君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
藤田 進君
三輪 貞治君
武藤 常介君
白川 一雄君

國務大臣 通商産業大臣 愛知 揆一君
政府委員 通商産業大 岩武 照彦君
臣官房長 通商産業省 松尾泰一郎君
事務局側 常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君

説明員 通商産業省通商 山崎 隆造君
局輸出保険課長
参考人 小西六兵衛工 堀 敬三君
業株式会社取締役 片倉工業株式 花岡 真澄君
取締役部長 式会社取締役 東京芝浦電気株 萩尾 直君
式会社貿易部長

本日の会議に付した事件
○本委員会の運営に関する件
○輸出保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(中川以良君) 只今より通商
産業委員会を開きます。

最初に御報告を申上げて皆様の御了
解を得たいと存じますが、先週委員
長理事打合会をいたしましたので、今週の
審議の予定を次のように決定をいたし
ました。本日は午前中は輸出保険法の参
考人の意見を聴取いたします。午後から
同法案に対する質疑をいたします。討
論採決まで持つて行くことにいたしま
す。これは採決につきましては附帯決
議を付けますことにいたしたいと存
じます。それから十八日の木曜日午前
十時に開きまして、電力料金と地方税
の問題につきまして、地方自治庁並び
に通産省側から意見を聴取いたしま
す。それから同日の午後には商品取引所
の見学をいたしたいと考えておりま
す。これは大体二時出発いたします予
定でございます。御希望のかたは後ほ
どお尋ねをいたしますから、どうぞ

お申込を頂きます。それからこの十八
日には電力料金の問題につきまして、
実は東京府における通産省主催の公聴
会が渋谷の公会堂で以て朝から終日催
されることになっております。これも
若しも御出席の御希望がございませ
なれば、通産省のほうでお席を準備す
ることになっておりますので、これも御
希望がございましたらお申込を頂いま
す。それから十九日の金曜日午後一時
に開きまして、ガス事業法案の今回の
視察の報告を伺うことにいたしまし
て、それから同法案に対します質疑
を行います。なお他の時間におきま
しては商品取引所法の質疑をいたしま
しと存じます。十九日の金曜日にはそ
のほか石油に関する二法案が提案され
ますので、この提案理由を聞くこ
とに相成ることかと存じております。
以上であります。

以上のようなことで御異議ございま
せんか。

○委員長(中川以良君) それではさ
うに決定いたします。

○委員長(中川以良君) 本日は只今申
しました通りに、輸出保険法の一部を
改正する法律案を審議いたします。当
りまして、輸出商品の製造業者の方か
ら本法案についての御意見の聴取をい
たしますことに相成つております。

参考人の方に一言御挨拶を申し上げま
す。本日は御多用中のところを当委員
会のために御出席を賜りまして誠に
有難うございました。厚く御礼申し上げ

ます。本法案は先般来当委員会が審議
をいたしておるのでございますが、審
議中に問題となりました点は、すでに
皆様方へ専門員室から書面を以て申上
げております通り、本法案の実施に当
りまして正常な輸出に悪影響を及ぼ
さないかどうかという点を私どもはい
ろいろ懸念をいたしておるのでありま
す。これらの点につきましては前回に
輸出業者のかたの御意見を伺いまし
たところ、その御意見によりまして、
大要は、輸出振興といたしましては、より
根本的な問題、例えば輸出の金融をつ
けるとか、或いは海外に支店の設置を
いたすとか、いろいろの問題がありま
すが、委託販売輸出保険も振興策の一
つとしては実施することが望ましいと
いうようなことでありまして、私ども
が憂慮をしておりますような悪影響を
及ぼすというふうな事態は大体におい
て起り得ないというふうな結論であつ
たのであります。併し輸出品の製造業
者のかた、特に委託販売を行ない、或
いはこれから行わんとされますかたが
たにはどんな影響があるか、又どうい
う御意見をお持ちであるかという点を
本日の委員会において承りたくござ
います。併し御一人約十五分乃至二十分
宛で御意見の御開陳を賜りたいと思
います。勿論本法案は輸出振興を狙
うものでございますから、この問題につ
いて特に何うの御意見がございま
す。併し何分にも産業の基盤が非常
に浅い。それで出売が、いわば戦後初
めて出売したと言つてもいいような状
態でございまして、輸出額の伸び方
は非常に急速に伴ひておりますけれ
ども、総額としてはまだ微々たるもの
でございます。試みに昨年と一昨年の生

産品を比較すれば、何なりとも一つお
申入を頂きたいと存する次第でありま
す。

○参考人(堀敬三君) 私堀でございます
。写真の関係につきまして一言御説
明を申し上げます。写真と申しまして
も、大体ここでお取上げになるのは写
真機械の關係だろと思ひますので、
写真機械のほうのお話を申し上げます。
大体皆御承知のように、我が国の
写真機械工業は急速に戦後発達した産
業でございます。戦後昭和二十四年
あたりから日本産カメラの特にレン
ズが優秀であるというふうなことを海
外で認識され出しまして、従つてその
以前は本当の輸出というものは微々た
るものであつたのでございます。その
後次第に輸出量が殖えて来まして。そ
れにはアメリカ軍の内地におけるPX
での販売、そういうふうなものでかな
り宣伝をされました。こちらで写真機
械を買つてアメリカに帰つて非常に喜
びものだといふふうな宣伝がかなりき
いたといふふうな状態もございま
して、年々輸出額が殖えておるのであり
ます。併し何分にも産業の基盤が非常
に浅い。それで出売が、いわば戦後初
めて出売したと言つてもいいような状
態でございまして、輸出額の伸び方
は非常に急速に伴ひておりますけれ
ども、総額としてはまだ微々たるもの
でございます。試みに昨年と一昨年の生

上つておりますが、それらの繊維は原料を輸入し或いはそれを加工するところの薬品は輸入するというような面でも、ネットの外貨手取というのは、生糸に比べますれば恐らくそこに相当の差違ひができてゐるのじやないかと思ひます。然るに生糸或いは絹織物の輸出というような面につきまして、遺憾ながらまだ日本の施策、政府のいろいろの施策が足らない面が多々あると私は感じてゐるのでございます。その際にかやうな委託販売の制度を制定頂きまして、生糸並びに絹織物の新市場を開拓し、或いは従来の市場におきまして新しい販路を開くというような途を新開かして頂くということは、非常にこれは我々の仕事にとつてプラスになる有難い施策だと考えております。ただこの運用の方法によりまして、いろいろ御質問のありましたような点で問題

は多少あるかも知れませんが、併しなからそういうような多少の問題は、やつて見ていけないことは次々と改正して行けばいいことでございますし、この大体の法文並びに速記録などの御質疑の問題を読んで見ましたが、委託で出したものが売れない場合は日本へ持つて帰つて処分するというような点が出ておりますが、一旦出したものを運賃をかけ、いろいろのそこに無駄の費用を使つて日本へ持ち帰つて、これを悪用して、そうして金を儲けようとするような考えの行き方は、これは非常ににやりにくいことでもあり、又そういうようなことは恐らくそうたんならないのじやないかと思ひます。又万一そういうような悪質の行為をするものがあるような場合には、これをいろ／＼の角度から摘発することもできますし、

又通産当局におきましてこれを嚴重に
チエックすることによりまして、そう
いうような弊害は防げるのじやないか
と感ずる次第でございます。又只今お
話がありましたように、この委託保険
を運用するにつきまして、通産大臣が
いろ／＼の御決定をなす場合に、それ
ぞれその属しているところの団体、例
えば生糸で申しますれば生糸の輸出組
合というようなところへいろ／＼の参
考の事柄をお聞き下されば、そういう機
関におきまして適当にチエックするこ
とによりまして、そういうような一部
の業者の不正を十分にチエックするこ
とができると思いますので、これを更
に実行して欠点がありますれば直し、
やつて行くということにおいて有効に
これを運営して行くという方向へ持つ
て行つて頂くことを切に希望する次第
でございます。

なおこの丁度いい機会に私どもの生糸、絹織物の面から輸出振興のいろいろの措置について愚言を述べさせて頂ければ有難いと思いますが、先ず当面の問題であります生糸と砂糖のリンク制の問題でございしますが、これが世間では意外に波紋を呼びまして、あたかもこれは不必要な、悪いことをやつたというような印象を世間に与えておるというようなふうも感じますし、又新聞その他の他にもいろいろの意見が載つておりますが、私どもの業者といたしますればこの生糸のリンク制というのは今年のよりな年にはもう非常な適当な、まあ是非やつて頂かなければならない措置であると思うわけでございます。これによつて生糸の輸出が殖えたということは御承知の通り僅か十日ばかりの間に数千俵売れたということでもわ

かるわけでございます。ところが不平等にして海外の二、三の生糸を多少高いところで買った、その手持もそう大きな数量ではないと思うのですが、そういうようなデューラー筋からけしからん、日本の政府のやることは何をやつておるのかわからんというような非常にきつい不満の電信やいろ／＼の抗議が参つた、それに対して政府当局は恐らくその商売の実態を御存じないと私たちが判断しておりますが、そういうようなことが来た。そうすると海外全体がこれに対して非常に反感を持つておるというふうに簡単に考えられたものではないかというふうに思います。その結果としてリンク制というものが一時停止された。それで再開の条件としては輸出税にも等しいような一万円というような非常に苛酷な調整金を出すというようなことをして、その海外の

僅か数名と思いますが、そう大きな数でないと思います。少数なそういうような高いものを持つておる業者の損をさせないようなことにするために輸出は減つてもとにかくフロア・プライスは守らなければならん、そこで五ドル十二セントのフロア・プライスを守るために一万円の輸出税、輸出税とは言いませんが調整金をかけて、この輸出を増進しなければならぬ際に税金に等しいもの、そういう苛酷なものをかけてまでもその海外の少数の業者の損をカバーしてやるために日本の政府が動いたというふうなことになります、私も業者者としては甚だ不満に思つておるわけでございます。私もへ参りました情報によりますと、アメリカの実需筋の機屋さん方面では今回の措置によって生糸が非常に高かつたのがとにかく向う

で使いやすい値段、つまり五ドル以下の値段のところへ市価が下つて来た、それでこれなら生糸を使つても織物にして売れるという線になつて来て非常に喜んでおります。私どもへ来た通信はことごとくそういうような実需方面からは非常に歓迎しておるといふ通信が参つておるわけですが、それに対して今のデイレクター、一部の方面のそういうようなことのためにそういう非常に好ましい現象が起りつつある場合にこれを停止し、更に一万円の高い調整金をかけてまでも不可能な値段でこれを輸出をする。これは非常に私どもには理解できない政策だと思ひます。今朝も、初めて三月十五日からニューヨークの生糸取引所が再開されました。その生糸の市価がどうかと思つて非常に注目しておりましたところが、今日再開されたナシヨナルの取引所の先物の

相場は四ドル七十九セントというよう
な値段を示しております。これはも
う、それがアメリカのいろ／＼の経済
情勢、又生糸は日本だけではありませ
ん。支那もイタリイも朝鮮も作つてお
りまして、そういうような各国の糸が
参つております。それでアメリカだけ
いろ／＼の他の生糸の相場等を参酌し
たしまして、日本の生糸の相場を立て
る目安といたしましては、やはりそう
いうようなところが、大抵が買えて使
える相場ということでこれが八月から
先の新糸の相場ですが、そういうふう
に示されておる。ところが今の日本の
フロア・プライスというものは五ドル
十二セントということで非常に不合理
が起つておるといふことで、私どもと
しては一日も速かにさような不合理な
今の最低価格といふものはとつて頂い

て、そうしてリンク制はリンク制でそのまゝおいて頂いて、この製糸業者或いは蚕糸業者の非常に多大な莫大な出血を何とかしてカバーして頂かなければ我々の産業は参つてしまふというやうな状態に迫つておるわけでございまして、そういうふうな点につきまして何とぞこの機会におきまして、特に御考慮を切にお願いしたいと思ふ次第でございます。

なお御承知の通り昨年以來支那の糸が朝鮮の動亂が終りまして以來、ヨーロッパへは非常に大量に流れております。ソ連の國內を通じて支那の糸が大量に行つております。ヨーロッパの恐らく生糸の需要が半分が支那の糸でカバーされておる状態になりつつあるのであります。

それから又アメリカにおきましては朝鮮の糸が、まあこれは糸を朝鮮では

輸出すれば何を輸入してもいいという
ような非常な恩恵を与えておりますの
で、朝鮮の糸のアメリカにおける需要
は殖える一方だ。又朝鮮におきまして
は生糸を、蚕糸業をやれば儲かるだろ
うというようなことで非常な勢いで起
つておる。

それから又イタリーの糸は又強力な
政府のいろ／＼の援助政策によつて、
やはり安く売られてゐる。

日本の糸が今年の一、二年の高値
は、ニューヨーク市場の高値は五ドル
八十セントまであつた。然るに支那や
イタリー糸、朝鮮の糸は四ドル五セ
ント見当で売られておる。こういう現
象をよく見るか。それで日本が独占商
品であるような感じを持ていたら大
間違ひだ。そういう点でどうも意外に
識が薄いのではないかと思う次第で
ございます。

今昨年の生糸の生産額は二十四万俵でございますが、二十四万俵のうち海外に輸出されたのは僅かに六万俵、それまでの年でも二十七万俵の生産をして僅かに七万俵、二十万俵は国内で使っているというふうなことで、非常に内地に売つたほうが割がいいから内地に売るといふようなことになつておるわけですが、これを又裏を返せば輸出すれば不利だ。輸出振興の何らの措置をやつてくれないためにそういうふうな状態になつていくというふうな私どもは感ずるわけでございます。それで今回のこのリンク制などもこれを実施することによりまして九千俵、僅か十日ばかりの間に九千俵でございます。何か原料でも輸入して売らなければ別ですけれども、何もかも国内でできる、この生糸のような貴重品を何も国内で着ないでも、木綿を着ておつても間に合ふのです。それをできるだけ海外に出すように、出しにくいようなそういう状態へいろいろ施策を盡つて頂いたとしたら、恐らく生糸の輸出は今の四万五千セントぐらいになつて恐らく十五万セントという線はすぐ達成できると思うのです。それを割つて、今度は四万五千セント以下ということになつたら二十万俵というふうな線も考えられる。それで外貨獲得の一億ドルというふうなものが容易にできるのを、そういうふうな線について、いやダンピングだ、何もそういう海外が安い値段でやつておつて競争も大してないのに、そうして出せば喜ばれるこの商品をいろいろのそういうような海外の誤つた情報によつて、我々から考えますと輸出をとめてるような措置を現在のところはやつてゐる、甚だ残念に思います。

そうしてそのためには今度は横浜の相場が輸出が出ないものだから暴落する、暴落すると製糸家が一俵二十八万円というふうなコストの生糸が今二十四万円かそこらでなければ売れないというふうな、非常に、製糸家を殺すような行き方になつておるということ、非常に我々遺憾に思ひまして、概して非常に輸出の大宗であるにもかかわらず、輸出産業の大部分、特に製糸業などが非常にそういうふうな状態で血みどろになつて、血を流しているという状態を一つ何とか御覧下さい。まして、この委託販売の制度は誠に結構でございますが、そのほか今のようないろいろの問題につきまして何とか業者も生きて行けるし、多少の利潤もあるし、そして輸出もさう振興するといふようなことで、これは出れば出るだけ多々益々弁でございまして、日本にありつただけの生糸を全部海外に出してさうして外貨を稼ぐというふうな線で国の政策を持つて行つて頂くことを切にお願いする次第でございます。丁度いい機会を与えて頂きましたもので、平素感じておりましたことを述べさせていただきます。有難うございします。

○委員長(中川以良君) 有難うございしました。それは最後に東京芝浦電気の子尾貿易部長にお願いいたします。

○参考人(子尾直君) 子尾でございます。私もといたしましては今回御立案になつております委託販売輸出保険制度に非常に賛成をいたすものであります。結論を先に申上げて恐縮でございますが、私どものほうで作つております製品は御案内のように大きなものになりますと十キロの発電機から小さなものはランプ一個に至りますま

で、いろいろなあらゆる電機品を作つておるわけでございます。ところが我が国の電機機械産業についてはもうすでに御案内のこととは存じますがけれども、輸出に關しましては非常に特殊な事情にあるものなのであります。と申しますのは、東芝もさうでございますが、例えば三菱電機さんにもいたしまして、富士電機さんにもいたしまして、この電機機械の技術というものは残念ながら従来欧米のほうから先進いたしておりまして、常に世界の水準に達するためには海外から技術の援助を仰がざるを得なかつたのであります。現在でも戦後のプランクを埋めますためにそういう必要があるものであります。戦前からさういふ状況でありましたが、そんな關係で外国の有力会社と提携提携等いたしますといふと、販売につきまして戦前は大体のところ販売網といふもの、販売地域といふものもきめられてしまつたのであります。即ち東芝で申しますならば内地は勿論いいのであります。それから北支等の特殊地域とかいふところ、それから輸出を自由に許したところ、それから東南ア方面、南米方面には輸出は許されなかつたのであります。ところが戦争中、殊に戦争後アメリカ等におきましては独占禁止法或いは國際カルテルの禁止が非常にやかましく叫ばれるようになりまして、御案内の通り大きな向うの会社でさういふ國際的にカルテルを作るようなことは憲法違反であるといふことで訴えられたりしているようなところもあるのであります。が、さういふ關係から現在におきましては、大体の海外のさういふ会社と契

約いたしましたとしても、酷い販売地域の制限を受けるということがなくなつたのであります。即ち逆に言いますならば、私どもの作り出したものは世界のどこに売りましたも大体差支えないのが通例でないかと思ひます。そのようでありまして、戦後輸出の必要が叫ばれますので、輸出をしようと思ひます。が、勿論それに努力しているものであります。輸出をしようと思ひまして、も実は輸出については無経験と言つて過言でないのであります。そこでいろいろと案を立てまして輸出を戦後初めてやり始めて見たが、あらゆるところでぶつかつてしまつたのであります。と申しますのは、先ず第一に海外で、日本で立派な電機機械ができるなんというところを知つてゐる人は先ずないのであります。特殊な人は別であります。が、一般の人にはさういふものはございません。そこで文書等、即ち広告でとか、いふようなことで宣伝をいたすのであります。が、如何せん現物を見たことがないものでありますからして、何かやつてゐるらしいがどんなものかわからないし、又欧米のものが安く買えるからそれのほうに安心だといふのが普通の心理であります。なか／＼とついでてくれません。そこで何が一番必要であるかと申しますと現物を送ることなんです。ところが売れるか売れないかわからないものを外國商社が金を出して買つて行つて、みずから危険においてこれを売つてやろうといふ親切な人はまあ少いと言つてよろしいと思ひます。そこで私どもができれば送つてゐるのであります。委託品は五百ドルまでしか許されな

販売につきましても制度はありますけれどもなかなか手続が面倒である、又且つ委託販売にはいろいろの危険が伴うものであります。が、その損失を填補してさういふような保護政策がないといふようなことで、見本を送ることすらなかなか困難であります。ところが今回委託販売輸出保険制度をお設け下さるということでありまして、双手を挙げて賛成をするわけなんです。特に我が国の最も、これは電機機械のみならずほかの商品についても同様かと存じますが、重要な市場であります東南ア方面でありますとか或いは中南米乃至は中近東方面の国々はいずれも外貨の不足に悩んでゐるといふこともよろしいと思ひます。一部の石油の権益なんかも大いに外貨をたたくでございまして、金のない商人がたくさ

これは皆様が日本内地でお買いになるときでも、電機店においてになりまして手にとつて御覧になつて初めて、どれを買おうかということをおきめになるのであります。併しそれらのものもいろいろ多数並べておきませんという、五百ドルぐらいの見本輸出でやつておりますれば教訓しか送れないわけでありまして。物によつては一個しか送れない。それでは駄目なんでありまして、やはり豊富に商品を陳列いたしまして、そして初めは多少の危険がありまして、或いは不利な状況でありまして、とにかく日本の商品の認識を新たにしてみらつて、そして成るほどこれはいいわいというので買つて頂く道を講ずるのが、一番よろしいかと思うのであります。今回の法律案は大変に私たちに都合のいいことだと思つております。なおこのことは御案内のかたが案外に少いのじやないかと存じますけれども、我が国の電氣はどういうわけであらういふうになつてしまつて存じませんが、御家庭に行つておられます電氣は電圧が百ボルトでありまして、周波数は関東地方が五十サイクル、関西地方が六十サイクル、御案内の通りであります。こういう国は世界中探しても、まあよほど探さないとならないのであります。大抵のところは二百二十、三十というのが家庭に行つて電氣であります。サイクルのほうは五十、六十というのがございますけれども……そこで今扇風機にいたしまして、或いは洗濯機にいたしまして、これは外国に送りますときに、そういうような電圧のものを送らなければならぬ、つまり輸出向のものを特別に作るのであります。外観は

全然同じでありますけれども、電氣的な性能が違ふのであります。これを委託販売にいたします場合に、若しこれが売れないというときには、これを持つて帰らなければならぬのでありますけれども、持つて帰つても売れないのであります。国内で処分するということはできない。でありますからどうして外地でこれを、不利な条件でも或いは処分しなければならぬときもあるかも知れません。併しそういう損失を業者が到底背負い得るものではないのであります。若しその損失を背負うような価格をほかの商品にかけますならば、ただでさえ高い我が国の電機品が、到底競争値を出すことができないわけでありまして、こういう損失をこの保険法によつて補填して頂きますならば、我々は安心してこういう商品を送る／＼委託販売に付することができると思ひます。

そこで事務局のほうからお与へ下さいましたお求めになる意見について、要約して申上げたいと存じます。

第一番目が、委託販売輸出保険制度を新たに実施することにより、委託販売が、どの程度伸びるものか、又これにより販路拡張が可能となるか、という御質問でございますが、これに對しましては海外の顧客と申しますか、商社は、委託販売制度による買付けが他の条件よりも、先ほどから申上げますように、いろいろ便利なるところがあります。即ち自分の金となくして行くのでありますからして、そういうことで委託販売制度が有利でありますし、又こちらから輸出いたしますものといたしまして、この保険制度によりまして損

失補償を受けられることになりましてから、新市場を開拓する、まあ電氣で言いますならば世界中が新市場と申してよろしいのであります。併し、そういう新市場を開拓したり、或いは商品の販売の拡張のために大いに委託販売制度を活用することになると存じます。まあ、販売は相当伸びるものと、まあ数量的には申上げられませんが、大いに期待するわけでありまして。又今日戦前のように、或いは三井物産でありますとか、三井商事でありますとか、大倉商事とかいう大商社の支店がございまして、これは本店のほうから支店のほうに商品を持って頂いて、向うのほうで商品を持つておるといふことができたわけでも、現在はまだそれが望めない状況でございます。で、今直ちに我が国の商社の支店又は代理店が各地に設けられてない今のこの状況におきましては、なお更この委託販売制度があることによつて販路が拡張できると信じます。

二番目の御質問の、委託販売に對して大体無差別に本保険を付してよいから、市場の性格、商品の特長等に從つて或る程度まで限定する必要があるか、ということでありまして、私も市場の性格とか商品の特長等にかかわらず本保険制度を無差別に適用するべきものであると存じます。但し先ほど申したとおりから御意見がございしましたが、実施後都合が悪いという場合は、この法律案にもございします。が、通産大臣の権限によつて、或いは地域、或いは商品に對してこの保険法の適用を保留するようなことをお考え願へばいいのでありまして、少しばかりの心配があるからといつてこの法

律が万が一成立しないというようなことでは大変困ると思ひます。又現在の状況から見まして或る地域と申しますか、委託販売をしないかどうかというようなことはなか／＼わからないう。又或る商品を委託販売に付してよいかどうかというところも、結果を見なければこれは予測できないことである。例へば先方の市場の取引上の倫理觀念が我々の倫理觀念と違つておつたり、或いは経済機構と申しますか、そういうものが不備である等のために委託代金の回収が不能であるといふような場合が起りますならば、その地域と申しますか、或いは或る一定の商品について限定を与えて頂ければいいので、全般的に初めからどれとどれとはいけないとか、いいとかいふようなことを申されては困ると思ひます。

三番目の御質問の、本制度を実施することにより投売りをお長とするようなことはないか。本制度のために旧來の得意先に損害を与へ、延いては当方の正常輸出を主とする輸出業者に脅威を与えることにならないか、といふことである。かどろかは運用が悪ければそんなこともし起り得るかと存じます。併しなからこの法律案によりましていふと、あらかじめ保険に付しますときには販売価格の届出をいたしたりますことになつておりますし、且つ又補填されます額は損害の八〇％である。而もその損害算出の基準の規定されていふこととありますから、これによつて非常にうまいことができるというやうな制度ではないと思ひます。

又、且つ現地の残品の処分は通産大臣の許可を要するということになつておりますから、先ほど二人の参考人からお申述べになりました通り、これが単に役所の認定だけで許可するとかしないとかいふことでなくて、輸出業者の組合であります私どもの属しております日本機械輸出組合でありますとか、或いは又更に信用保険のほうでは輸出信用保険審議会というのがあるものでありますからして、その辺に必要な諸問を話し下つて、その意見を重んじて頂くならば、お互い同士の投売りによつて國際的に迷惑をかけたたりするとは最小限度にとどめられるのじやないかと思ひます。

それからその次の正常輸出を主とする輸出業者に脅威を与えるかどうか、これはもう争えないと私は考へるのであります。先ほどから申上げますやうに、御注文生産品と申しますか、大きなもの、発電機でございますとか、或いは変電所でございますとか、電車とか、そういう御注文生産品には委託販売はしないわけでありまして、自然大量仕込み生産品と申しますか、そういうものについてのみこれが起り得るものでありますけれども、この法律ができたことによつて今まで正常輸出、どちらが正常か私にはよくわからないのでありますけれども、正常輸出をしておられたかたでも、委託販売のほうに合がいろいろお考へになれば、そちらに移行なさることは自由なものであります。何ら差支えないのではないかと存じます。委託販売が正常でないとお考へになるところがおかしいと思ひますのであります。委託販売も正常な輸出で

あると考えて頂きたいと思うのであります。

それから四番目に第十条の四にある通産大臣の承認は例外を規定したものであるが、どんなときに与えられるのが至当であるか、これに或る程度の限定が必要とならないか、こういうのでありますが、これはちよつと私御質問の要旨が十分よく呑み込めないので、或いはとんちんかんなお答へになるかと存じますが、通産大臣の承認を経ますことは、先ほど申し上げましたように、外国に対して不当な投売りだという印象を与えるようなことをしたり、或いは同業の者が後の輸出に差支えるような投売りをされるというようなときには困るから、どこかでこれをチェックして頂きたいので、考えれば通産大臣しかないと思うのでありますが、その場合に先ほどから少しくどくなりましたけれども申し上げますように、輸出組合でありますとか、或いはこの信用保険審議会でありますとかいうところに御諮問下さいますならば、業界の事情にもよく通じていることでありますからして、そういうことも防げると思いますが、ただ一つ希望いたしましたことは、こういうような場合に通産大臣の承認を一々するということとはこれはなか／＼面倒なことであります。そこで何か或る一定のものについては初めからそういう何と申しますか、あらかじめ承認を得ておく。つまり初めに保険を付しますときから承認を得ておくというようなこともお願いできないのか。例えば残品を内地に持つて帰るものとが著しく不利なようなもの、例えば私よくわかりませんが、向うに委託販売を頼んだが売れなかつたので持つて

するが、その間に腐敗してしまふ、
 忘くなつてしまふといつたようなもの
 の、或いは持つて帰るのに非常な運賃
 がかかつて、商品から比べたら運賃
 のほうが高くなるというようなもの
 は、これはそのたびごとに承認を得
 る、この頃は大部分所も早くなりま
 したけれども、二週間なり一月なり
 待たされておるのは困りますから
 して、そういう僅かのものについては
 あらかじめ承認を手へおくといつた
 ような便法は講じて頂きたいものだ
 と思つております。又現地処分をする
 ことが他の業者又は今後の取引に悪影
 響を与えないということが明らかな場
 合には、これもあらかじめ承認をし
 て頂いたならばどうかと思うのであ
 ります。なおその他法律案についての
 意見といひのちでございますが、中には
 外国商社で不誠実なものもあるわけ
 なんです。委託販売を頼んで物は売つた
 けれども、回収代金を着服しちやつた
 というようなものがあるかも知れませ
 ん。これはまあ昔から日本にもありま
 す制度の中に、酒屋、米屋で金を借倒
 して、あちらこちら転々として歩くとい
 うような者は酒屋、米屋の同業者でブ
 ラック・リストに載せるということがあ
 るわけでありまして。こういう悪徳業
 者と申しますか、好ましからざる外国
 業者は是非一つその事例を国内におい
 ても公表するというのは少しどうかと
 思います。どこかに行けばわかると思
 いうふりにしておいて頂いて、それば
 もう一遍ほかの商社が引つかかるとい
 うようなことのないように、大体こう
 いふ悪徳業者というのは口はうまい
 し、条件はなか／＼初めはいいのです
 からして、引つかかりやすいのであら

ますから、私どもはそういう委託販売ではございませぬけれども経験いたしておることがございます。そういうときに、何だそういうことを知つていればあんなところと取引しなかつたのにと思うのでありますが、そういうことを知るすべがありません。幸いにして今度はこれを届出ておくことになつてゐるし、あとの始末まで通産大臣の承認を要するということになつておりますからして、そういうことがよくわかるかもわかりませぬから、いわゆる外国のそういう悪徳業者のブラック・リストを通産省あたりで持つて頂いて、我々の便宜を図つて頂くと大変有難いと思ひます。

それからこの法律上の保護を悪用するといふ人があるかも知れんなどということも何つたのでありますが、例えば擬装輸出と申しますか、まあ早い話が罐詰を送るのに石の入つた罐詰を送るというようなことをやつて半放をそうした。そうすると石ですから若干金がかつたかも知らんが、向うで売れたかつたといふのであとの残りの半分の商品を安く売つてしまふ。併しその半分の商品の代価は勿論もらつてしまふ。で、損失は石の罐詰で実は損失をしておるのですから、その額をこの保険によつてもらう、八〇%ですか……といふことも考えればできると田中います。二年ぐらゐ前にビルマに若干さういふことと似たことがあつて時給鉄板を送りますのに材木をたくさん挟んで行つたといふのがあります。それでそういうことによつて恩典を逆用するやうなことがありましたならば、それは何か他の法律によるかどうか私くわかりませぬけれども、罰則を設

られてはどうかと思う。例えばそういう不都合なことがあつた場合には、この保険の恩恵に浴することを一定期間とめるというようなこともあつて然るべきじゃないかと思うのであります。

それからこれは、政府委員のかたがおいでになりましたならば、ちよつと伺いたいと思つたのであります。外地で処分の場合、初めに届出ましたが外地以外で処分した場合でもこの恩典が浴されるかどうか。念のため伺いたいと思うのであります。即ちパギスタンで売れなかつたからインドに持つて行つてこれを処分した、我が国にも持ち帰らないで……、そういう場合にやつぱり損失が生ずるわけでありますが、その場合にもあらかじめ届けである地域外の外地でこれを処分した場合も適用はできるのかどうか。できそうに解釈したいのでありますけれども、伺つて見たいと存じます。その他輸出振興の一般的な希望も多々あるのでございますけれども、大分おしやべりが過ぎましたからこの辺で私の意見の開陳は終りたいと思います。

○委員長（中川以良君） 有難うございました。それでは皆さんに御質疑をお願いします。先、只今政府側に対してのお尋ねがございましたので、一応輸出保険課長が見えておりますので、輸出保険課長から、今のお尋ねに對するお答えを頂きます。

○説明員（山崎隆造君） それでは簡単ににお答えいたします。私どももさうやうに考えております。現地処分と申しますのは、例えばアメリカあたりに出しまして売れないと、そして南米へ持つて行けば売れるということがあれば、

ふうに考へております。
 ○参考人(萩屋直君) 有難うござい
 した。
 ○海野三朗君 萩尾さんに伺います
 が、無差別にこの保険を付してもいい
 とおつしやいますけれども、例えば或
 る品物、例でもよろしいのです、そ
 ういうのを例にとりますれば……た
 ばこにいたしますか、日本からたばこ
 を——ピースが一つ、四十円ですけれ
 ども、そうすると、同じピースでも三
 十八円で売り出すというよりなことに
 なれば、その三十八円で先ず契約され
 たといえますね。たばこはいけな
 いけれどもほかの品物で……、そうして
 向うの現地に着いて見たときに、品物
 を開けて見りや三十八円にしちやこれ
 は余りに内容がひど過ぎる。そこでつ
 まり向うで引取らんとというような場
 合に、これは今度は二割なら二割原価を
 引くから引取つてくれ、そうすると向
 うでは二割引くなら間に合うから二割
 引いて引取ろう。こういうことになり
 ますと、四十円で売れて行つておつ
 た、輸出しておつたピースというもの
 の、日本品としての正価が下ることにな
 るのですね。そういう場合は、商取
 引の場合においてたくさん起り得るの
 で、そういったしますと、つまり扱売り
 ですね、少し手を省いて、そうして成
 るべく安い物、安い物というようにな
 つて行きましたならば、日本の、つま
 り輸出貿易の日本品の正価というもの
 が地に落ちるようなことがありますな
 いか。そういう点について私懸念を持
 つているのでありますが、如何ように
 お考えになりますか。

○参考人(萩尾直君) 適当にお答えが
できるかどうかわかりませんが、そう
いうのは輸出検査の法規がございま
し、そういう危険があるものは、輸出
検査の法規……先ほどの強制検査の七
条を適用になつております。そしてお
取締りになればできるのじやないかと
思う。なるが故にそういう弊害もある
かも知れんから、この保険法はやつち
や危険だという議論にはならないのじ
やないかと私は考えます。ですからほ
かにちゃんと立派な法律があることで
ありますし、若し法律がなければそう
いう御懸念のあることをお防ぎになる
法律をお作りになればよろしい。併し
ながらそういう法律ができないか、或
いはその適用が十分でないから本保
険法はうっかり実施できないというこ
とは少し消極に過ぎるのじやないかと
存じます。

○海野三朗君 私はこの法案に対して
は非常に結構なことであると考えてお
る一人であります。ただこれが行わ
れたる際にそこに生じて来る弊害、こ
れを懸念するのであります。で、只
今お伺いしたのは、いわゆる日本の
の輸出品の成果を落すようなことが
ないか、つまり値引きしてなお且つ儲
かることを考えるのです、やはり商人
というものは……で、そういう点に
ついて何か防止法というやうなもの
何かありますかどうか、輸出課長に
一つお伺いしたいのです、当局のほう
に……。

使われんことはないわいというよう
なものがたくさんあるわけですね。そう
すると、折角日本品としての成果を得
ておるやつが地に落ちてしまふ、だん
だん……、低下して行くというか……
で、そういうことが生じて来る虞れは
多分にあるのであります。で、そういう
点については政府当局ではどういふ
うにお考えになつていらつしやいま
すか。つまり手を省いて、ですから品
物は安いわけですよ、で、値引きも引
くなら、その安いほうの品物で結構に合
うというものがたくさんあるわけだ
ね。そういう場合を考えますと、それ
に對してはどういうやうな、何かそれ
を抑えるといひますか、いい方法があ
るのであります。どうか、そういう点
ちよつとお伺いしたい。

○説明員(山崎隆造君) 或いは適當な
御答弁になるかどうかわかりません
が、さういふ場合におきましては、本
案に關しまして申上げますと、実はこ
の保険法がございせんでも委託販売
で、若しそういうやり方で、いわゆる
先ず高い値をつけて徐々になんか下
げて、市況を見て行つて売つて行くとい
うやり方が、日本の貿易取引に對する
外国の信用を害するのではないかと
いうことでございせんが、これは本保
険法がございせんでも、現在委託販売
制度でも若干その懸念はございせん
が、これはやはりやるほうのかたでも
貿易業者といひましたし、非常な現在
の状況から見まして品物を出します上
にC取引以外では金融的な面、その他
の面で非常に圧迫があるわけ、出し
たら必ず売りたい、成るべく早く売
たいという氣持が非常に強いわけだ
ございまして、それをしのいでやるとい
うことは現状では我々考えられませ
んので、これをむしろ適正値段を出す
という方策は別に考えておられません。又
それによつて高く売れますれば、又そ
のままで我々結構だと思つておられ
ますので、特にさういふ水増し値段で
売ります場合、これに對して制限する
といふことは現在考えておりません。

○海野三朗君 絹糸の場合にいたしま
しても、見たところ殆んど同じであ
る。ところが実際に手が大分省
かれておる。省かれておるから従つて
値段が安く出されておる。さうするとい
うと、日本から来る品物はさういふよ
うな手を省いておるのだという評判
になるわけですね、但し値が安い
から……。ところが商人のほうではそれ
を盛んに、とにかく儲かりさすれば
いいのですからやりますよ。さうい
うに政府のほうとしてはそれにして
どういふふうな態度でいらつしやるの
か、ただ漠然と品物が売れて行けば
いいのだというふうにお考えになつて
おるのか、さういふものに対しての何
と申しましたか、用意、つまりあり
方、さういふものがあるかどうか、そ
れをちよつとお伺いしたいと思つてお
ります。

○説明員(山崎隆造君) 只今のお話は
むしろ品質の、つまり製造の手を抜き
まして、繊維でございせんが糸の数を
若干減らすとか、殆んど外見はわか
らん場合じやないかと思つてござい
ますが、これにつきましては、まあ輸
出検査の強制検査という範圍を漸次
げたい、さう考へております。先ほど
ちよつとお話がありましたので、私も
昨年末までビルマに駐在してござい
ましたが、亜鉛鉛鉄板の話も非常に身にし
みて感じたわけでございます。事実そ
の弊害、日本商品について非常に多く
海外では、むしろ全般的な強制検査と
いうことを海外から要望されておられ
ますが、国内の實際的な設備その地の関
係から現在ではさうまで参りません
が、是非外見上なかくわからんし、
又品質的にしつかりしたものを出した
いといふものにつきました。は漸次強制
検査という面に進んでおります。

○海野三朗君 その検査につきまして
は、やはり着々その準備を進めてお
られるわけでありませうか。

○説明員(山崎隆造君) まあ設備、そ
れから陣容等の点におきまして、必ず
しも一斉に行つたわけに参りませんが、
業界等の要望もあり、又資材、設備
又人等も完備してあります面におき
ましては漸次やつておる次第でござい
ます。

○海野三朗君 もう一つ……。

○委員長(中川以良君) 海野君に申上
げますが、午後から政府側に対する質
疑をいたしますので、本日はできませ
うならば参考人のかたへに對して午前
中は質疑をお願ひしたいと思ひます。

○海野三朗君 そうですか、それでは
私はこれでよろしくございませう。

○大谷實雄君 先ほどカメラのお話
がございまして、ドイツの製品が日本
へ大變入つて来た、ドイツでは年産
どれくらいできるかといふこと、そ
れからそれが輸出はどれくらいか、そ
れから日本へはどれくらい入つて来
てゐるか、さういふことを一つ……。

○参考人(堀敏三君) ちよつとその数
字をはつきり持つておられませんが、生
産額につきますと、ドイツの連邦統計局
の調査による資料でございませうが、昭
和二十七年年度年間の生産個数でござ
いますね、個数が二百五十六万個とい
う数字が出ております。それに対し
まして日本の生産個数でございませう
が、これは通産省の調査統計部機械統計
による数字でございませう。それから
千個と出ております。それから二十八
年度の年間、これはドイツの場合、
十一月と十二月が推定になつてお
りますが、二百四十万個、日本の場合が
十九万七千個といふ数字が出てお
ります。併しこれは私も、光学機械工業
界という光学関係のメーカーの集まり
を持つておるのでございませうが、そ
れで実際に各製造会社に聞いて集めた数
字とは多少違ふやうでございませうが、
大体さういふやうな生産額になつてお
ります。

で、ドイツの場合、このうちどれだ
け輸出されておるか、この数字は実は
持つておりませんけれども、日本の場
合は先ほど申しましたように、アメリ
カ軍のPX向の販売その他を加えま
すと、大体約半分が輸出に向つてゐる
といふやうに考えるのでございませう。
このほかにカメラの本体でなく、交換
用のレンズなんかが入つておるから、
輸出統計の金額はこれよりは殖え
るのじやないかと思つておられます。

○大谷實雄君 ドイツ製品は日本へは
どのくらい輸出されておられます。

○参考人(堀敏三君) 本日に輸入とし
て入つてゐる個数はさう多くはない、
うに考へておられますが、これもアメリ
カ軍のPXで、内地のPXで売られる
数量はかなり大きいように聞いてお
ります。昨年の上半期は内地のPXでは
日本のカメラを物品税の關係がござ
いまして、買つてくれなかつた。その間

は全部ドイツのものを買つていたといふような事情がございます。

○大谷實雄君 それからそのドイツのカメラと日本のカメラとの品質の問題、それから価格、それからドイツのが非常に抑えて来たというお話ですが、そういう点で競争がどん／＼できるかどうか。こういう点は如何でございましょうか。

○参考人堀敏三君）これは我々としても非常に大きく考えておる問題でございまして、毎年アメリカのシカゴで写真機械の、何といいますが、コンヴェンションといいますが、そういうところなものをやつておるのであります。

ラのような工業につきましては恐らく
量産をするということがコスト引下げ
の大きな要素だろうと思います。その
ためにも販路を拡張することとコスト

を下げることは同じ方向に向つて進む傾向になるだろうと思います。販路が拡がれば拡がるだけ生産個数も殖える。従つてコストも下がるというような関係にあると思いますので、その点我々としても今後一番大きな問題として考えているわけでございます。で、大體先ほど申しましたように一割五分程度の差はあるのではないかというように考えております、値段の点……。

○大谷實雄君　もう一点だけ。それでドイツでもこういう委託販売制度のようなことをしておるかどうかお調べになつておいでになりますか。それから又そのほか政府がいろ／＼、それほかにドイツが日本を目的にしておるといふことであれば、政府はそのほかに助成の方法なんかされておるのかともいふようなことをお調べでございませうか。

○参事人(堀敏三君) はつきりした資料がないものでございまして、向うに行つた人の調査を聞いている程度でございしますけれども、二、三の会社では明らかに委託式の販売をやつているところでございます、アメリカに對しまして。カール・ツアイスの場合は向うに自分の店を持つておつてやつておるとも思います。ホクトレンデルという会社がありまして、これなどは委託式のやり方をやつておるようでございします。

○三輪貞治君 さつきPXあたりで、物品税のために日本のものを買わないで、ドイツのものを或る時期買ったという話がありました、外国でたまた

まやつているように、外国人に対してはエクスポート・プライスで売るといふようなことは今やられてないのですか。

○参考人(堀敬三君) これは特殊の認可を受けた店はそういうような物品税を免除した価格で販売をされる事が許可されております。

○三輪貞治君 それは一級について
は、認可を受けなければその取扱はで
きないのですか。
○参考人(堀徹三君) そうでございま
す。

○三輪貞治君 それからイギリス等で

カメラの外国品の輸入を禁止して、お
うに承知しているのですが、だからで
例えばドイツのカメラだつたら中古で
なければ店に並んでない。日本も一向
遜色がないわけですから、実際に使っ
には……、そういうことは必要でない
かと思ひますね。

○参考人(堀徹三君) カメラ自体を輸入禁止しているところとは特にないようでございます。為替の制限のなめには一番きつい制限をしておるといふところはかなり多いのでございます。

私も承知しております範囲では、カメラ自体の輸入を禁止しておりますものですが、台湾がそうでございます。ほかはただ、為替の制限を特にカメラに強く置く、というような行き方じやないかと考えております。

あるのですが、それを逃げるために私どもは部品で輸出いたしましたして、向うで技術指導をいたしまして、そうして組立調整をやらせる。売上げからロイヤリティーをもらうというような、いわゆる企業の輸出と申しますか、こういうことに私どもは移行しつつあるのがあります。現にインドのマイソール州バンガローワという所があります。そこにレムコという会社が、インドの半官半民であります。あります。これを技術指導いたしましたして、積算電力計の部品を作り、向うで組立てる、大變に成功いたしましたして、もつと商品の数を殖やして欲しいというので、今折衝中であります。又インドのやはりカルカッタでございますが、ここでランプをやりたい。これは皆輸入禁止品です。

そういふのはやはり技術指導いたしました。して、こつちから原料を送り、技術を提供してロイヤリティーをもらう。いつまでも欧米にならつておるばかりでは能がありませんから、我々も又先生になり得るときもある。私どものほうは、輸入禁止品のほうはそういうことで對抗いたしております。なお先ほど大谷先生でしたか、からドイツのことでありますが、電機品につきましては明らかに何か政府が保護を与えておるとしか考えられない事実が一、二あります。例えば昨年秋見積りいたしました、パキスタンのライヤプールというところには発電所がございますが、そのときに私どもの出しました値段、日本を百といはしますというのと、西ドイツは六十五という値段になる。これは我々などのところの殆んど原料費くらいなものである。どんなに考えてもそういう値段が出つこないのであります。然らば

これは嘘じやないかというふうなことをいつていたのですが、半値のものがあつた。そういう状況でございまして、多少の弊害はあつてもよろ／＼な輸出の御政策をして頂かんという到底できないし、やがては為替レートの問題にまで来るのぢやないかと思ひますが、まあ併し私どもはこういう保護政策をして頂きたいということを前提にしているのぢやないので、そんなことで一時を糊塗したところで、日本の産業が長年の間に立上るといふ態勢には逆行するものであるのですから、逆にこういう保護政策をおとり下さると共に、私ども自身も反省もいたしますし、又御批判を受けて原価を切下げ措置等については積極的にやりたい。併し如何せん今のところ非常に価格の点ではむずかしいと思ひます。アメリカのデイトライトという会社と契約をいたしまして、例の螢光燈の器具をやつております。これのときは材料費を向うの値段に直し、そうして加工費を比べて見ますと加工費はアメリカの能率よりもよろしいのです。で会社経営、このなんといふか、一般管理費と申しますか、そういうものもアメリカの会社のは大体わかつておりますものであります。それをかけて見まして、これはとても競争できないのです。それはもう明らかに材料高でありまして、銅と鉄の材料高、そこでもあ他の方面からお願ひしてあります保稅銅の使用を電氣機械業者には是非一つお許し願ひたいものだと思つております。ついでながら一つお願ひいたしておきたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 今のに関連して私からちよつと堀さんにお伺ひしたいのでありますが、ドイツの写真機の問題ですが、これは昨年でしたか、一昨年でございしたか、大蔵委員会でも問題になつたのですが、先ほどお話の物品税が高いので、物品税がかかるので、日本の写真機はいわゆる駐留軍には売れない。そこでその間隙に乗じて、ドイツから安い写真機が飛行機で以て直接日本に輸入されている。而もこれは駐留軍は、例の行政協定によつて無税でこれを入れている。併しこれを検討すれば、アメリカから入れるならば無税であります、ドイツから入れるものも無税というところは不当であるといふことで我々もそれを主張して、これは当然課税すべき問題だ、それで日本の生産業者を圧迫してはいかんといいことを申入れて、そういうことをすることに大体なつたと思ひのであります。それはどうでしょう、か、今どうなつておりますか。

○参考人(堀三三君) それは駐留軍のPXで売る品物については物品税は課税しない、免除するといふことにはなつていたのぢやないか。なつていたのぢやないか、その手續が非常に煩雜なんです。

○委員長(中川以良君) それは煩雜なんです。それを簡素化したのですが、一般のドイツの機械は無税で入れることがおかしいといふことが当初疑問であつたのです。アメリカの問題はわかるのです、アメリカの軍隊が使う……。それをドイツから無税で入れておるのはおかしいぢやないかといふこと、大分写真の業者のかたも不審を感じておられるのですが、今もそういうものは入つておりますか。

○参考人(堀三三君) やはり入つて

おります。入つておりますが、最近はその免税の手續を簡素化して頂きました。PXでも比較的手数のかからない方法にして了解を得まして、そのために昨年の十月から又國産のカメラの買入を始めております。ドイツのカメラはやはり入つております。同じようにこれも物品税がかからないで入つておるわけにございしますけれども……。

○三輪貞治君 電氣機械とか、カメラなどというものは毎日々々買つて消耗するわけにないので、かなり店にさらしてある期間が長いと思ひます。委託販売の場合には……。販売期間といふのは大体どれくらいなんですか、委託販売される場合には……。

○参考人(堀三三君) まあ我々カメラのほうで考えますと、やはりそう長いことも問題だと思ひますので、大体六カ月くらいならいいんぢやないかといふように考えます。

○参考人(萩尾直君) 電氣のほうではいわゆる季節物、扇風機のごときも、それから生き物といふのがあります、それは乾電池であります。これは放つて置いたらなくなつてしまふ。まあいろいろ違ひますのですけれども、乾電池なんかでございしますと、大体三カ月くらいで決済してもらふことにしております。季節物はその季節限りといふことにしております。これは六カ月くらいでございします。その他置いておいてもそうカートンやなんかは色あせませうけれども、内容が変らなといふものは別にカートンを取替へたり何かしまして、半年ごとの決済で更新して行くといふような考えでおります。

○委員長(中川以良君) ほかに御質問ございせんか……。

それでは午前中はこの程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 参考人の方に一言御挨拶申し上げます。本日は極めて御多忙の中を長時間に亘りまして当委員会のために極めて尊き御意見を御開陳賜りまして誠に有難うございします。私も法案審議の上に非常にいい参考となりました。今後この法律案が只今仰せのごとく、本日に日本の輸出の振興に役立つようなことになることを私も私も念頭に置きまして、公正なる審議をいたしたいと存じます。なお今後とも御意見がございましたらどうぞお申出を頂きます。誠に有難うございました。

それでは一時半まで休憩をいたします。

午後零時十一分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(中川以良君) それでは休憩前に引続きこれより委員会を再開いたします。

輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、政府側に対する御質疑をお願いいたします。……では先に先般申入れておりました輸出保険法第十四条の四第二項の規定により通商産業大臣が承認をする場合の基準の案が只今お手許に配付されたように、出て参りました。この資料につきまして、松尾通商局長より説明を求めます。

○政府委員(松尾泰一郎君) 第十条の四の第二項の通商産業大臣の承認とい

うのが、今度の委託販売輸出保険の、何といふか、一番運用上重要な点でもありますし、又これの運用によりましていろいろ弊害の起る心配もある点なのでございしますが、お手許に配りをしてあります承認の基準につきまして、御説明申し上げます。

ちよつと朗讀をいたしながら説明をさせていただきます。

「輸出保険法第十四条の四第二項の規定により輸出者が販売期間内に販売されなかつた貨物を本邦外で処分することを通商産業大臣が承認する場合、左に掲げる要件がそなわつていなくてはならない。」

次にこの三つの要件を掲げてありますが、この三つの要件が三つとも揃つた場合に承認をする、こういう考え方でございします。なお申し述べましたが、この基準は約款に挿入する予定になつております。

その要件の第一は、「当該貨物が販売されていないこと及び委託販売輸出契約の相手方の管理下にあることが証明されること」この点につきましては前回の御質疑のときに御説明申し上げましたが、要するに現地の相手方が實際は処分をしておりながら、販売をされなかつたといふ偽つた申出等があることのないように、その現実に売れ残つたものが、相手方の管理下にはつきりとあることが証明せられることが第一の要件でございします。

それから第二は、「本邦外における当該貨物の処分見込価格が本邦における処分見込価格に当該貨物を本邦に積戻すために必要な費用を加えた額を超えること」即ち言い換へて見ますると、現地で処分をしたほうが有利であ

る場合といふことになるわけでありま
す。国が保険金を支払います以上は、
できるだけこの損害を少なくする意味合
いからも、現地で処分したほうが有利
であるといふことが第二の要件になつ
ております。

それから第三が、「本邦外における
当該貨物の処分見込価格が当該地域へ
の正常の輸出を阻害しない」と認められ
る価格であること。これも別段御説明
を申上げる点もないのであります。こ
こに書いておる通りであります。要す
るにこの委託販売保険に付保され
た貨物が現地で処分をされる場合にそ
の処分の価格の如何によりましては当
該地域への正常輸出を阻害するといふ
ことも一慮心配として考えられるので
あります。従ひましてそういう正常輸
出を阻害しないと認定される価格でな
ければならない、こういうことであり
まして、実際の運用に当りまして二と
三との競合する場合と申しますか、相
矛盾する場合が實際問題として運用上
むずかしい点に相成るのではないかと
思ふのであります。第二の点から判
断すれば、即ち現地で処分をいたすほ
うが積戻して処分をするよりも有利に
処分をできる、併しそれをやるのが
正常輸出を阻害する心配のある場合
にどうするかといふことが現実にあつ
て一番運用上むずかしい点かと思つて
あります。先ほども申しておりま
すように、この三つの条件が揃つた場
合に現地処分が認められるわけであ
ります。たとい若干は現地で処分
をする場合が有利でありまして、その
ことによつて正常輸出が阻害をされる
といふ心配がある場合には、やはり原
則に立返りまして内地に積戻しをして

内地で処分をさせるという考え方でご
ざいます。

○委員長(中川以良君) 御質疑をお願
いします。

○小林英三君 この今プリントを頂戴
して御説明があつたことですがね。こ
れは一体通産大臣が認定するのです
が、どうして認定しますか、實際問題
として、どういふふうにしてこれを認
定しますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ず第一
の点は、これは客観的な具体的な事実
でございまして、在外公館なり、
或いは在外公館がないような地域に
おきましては現地にもいわゆる國際的
な信用のあるコントラローラーもあ
ることありますので、そういう人た
ちの証明書をとりとていふこともできま
す。又現地の商工会議所等の機関
も利用できるのではないかと、いふ
に考えております。

それから第二のほうは、これは計算
上大体出て来るわけでありまして、大体
一個六ドル程度ならば売れるが、仮に
今運賃をかけて持つて帰つて来て処分
をした場合にはその六ドルで現地で売
つた場合よりもなお損が多くなるだろ
うといふ点も判断はできるかと思つて
あります。

〔委員長退席、理事松平勇雄君着
席〕

第三の点が正常輸出を阻害するかし
ないかといふ点であります。大体輸
出組合なり或いは同業者の取引価格と
いふもの、大体我々のほうでわかりま
すので、それらの価格と比較をいた
しまして委託販売によらずして出てい
る価格と比較をして判断し得るという
ふうを考えておるわけでありまして、

○小林英三君 この法律が施行されて
から一番問題になるのはこの点だろ
うと思ふのですが、今の御説明の程度で
實際問題として例えば通産局でおやり
になつて、こういう問題に直面したとき
に今のお話のようになつて、實際
問題として。

それからもう一つは、先ほど参考人
のお話の中にあつたように、例えば東
芝の営業部長がおつしやつていたよう
に、電気器具に関する問題は日本は百
ポルトだがその他の国は百十五ポルト
とか、百二十ポルトとか、ポルトが違
う、そういうふうな外国のポルトに合
せて設計をして出しているんだ、こ
ういふ問題もあつたがね。そのときに
内地に持つて来たならばこれを日本のポ
ルトに設計変更して組立て直して売
るというふうになるわけですが、そうい
うふうな問題に關連してどうですか、
御意見は、そういう問題があつたとき
に。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今の電気
器具類につきましては御指摘のように
内地で処分する場合に勿論ポルター
ジを変えたまふところ、これまではま
あ必要な費用といふことにならうかと
思ひますが、だからそういう費用を加
えていづれが処分価格として有利かと
いふことを判断するわけでございます
が、先ほども申しましたように輸出組
合等からもこの保険の必要性は十分認
めておるわけでありまして、他方これ
の運用によつて他の業者への影響も心
配されるのでありまして、従ひまして
輸出組合からもこの処分をされる場
合の承認に當つては十分この組合の意
見なんかも聞いてくれといふふうな要
望もございまして、我々としてもこの

辺の運用に當りましてはそういう關係
の機關の意見を十分に聞きまして誤り
なきを期したいと思つております。何
分初めてのこういう制度でありますの
で、實際に當りましては運用上いろいろ
困難な問題も発生するとは思ひます
が、輸出組合等の御協力を得まして運
用に遺憾なきを期したいといふふう
に考えております。

○小林英三君 實際問題としてこれが
例へば二三の問題、一の問題はそれ
の商工會議所だとか、或いは在外公館等
において証明されるということであ
るが、二三の問題等において實際問題と
して當事者に當る方がみんな輸出組合
等の御意見を聞いてそれについておや
りになるというお話であります。や
はり通産局あたりでそういう専門家に
十分調査するのですか。こういう問題
が起つたときに、例へば通産大臣に対
して売れないものがあつたときにこれ
を申請をして現地で売らしてもらいた
い、或いはその土地でなければほかの
国へ持つて行つて売らしてもらいた
いといふときに、これに即応してすぐこ
ういふ問題が解決することができるの
ですか、實際問題として……。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほども
申しましたように、私たちはやれると
考へておるわけでありまして、結局こ
中で一番の問題点は、三のその現地で
の処分見込価格が正常輸出を阻害する
かせんか、五ドルでいいのか、六ドル
でいいのか、七ドルでいいのかといふ
ことに結局なるのではないかと、例へば
チエック・ブライズ制をとつておるよ
うな商品もありまして、或いはそうい
う輸出承認を得ないような輸出物資に

つきましては爾後の輸出の審査等とい
たしておるわけでありまして、當時大
どの程度の価格で取引がされておるか
といふことは、通産局のこの保険を担
當いたします輸出保険課だけでなし
に、原局の輸出課なり、或いは通商局
の輸出課なり、或いは地方の通産局の
輸出事務を担当しておるところで大体
の見当はついておるわけでありまして。
従ひまして、大体のこの価格ならば正
常輸出は阻害をしないであらうといふ
ことの判断はつくのであります。相
場といふものも若干の変動もございま
すし、従ひまして現実に本場に即した
判断といふことになると、やはり當時
この貿易を担当しております輸出組
合の意見を聞いてなお誤りなきを期し
たいと、こう申上げておるのでありま
して、役所だけでも大体の見当はつく
自信を持つておるわけでありまして。な
おこの二の点はどうかと申します
と、比較的計算が簡単であるわけであ
りまして、この現地の処分見込価格
にもありますが、運賃等をかなり必要
とする商品につきましては、大体若干
安くても現地で処分したほうが有利で
あるといふことは言えるかと思つて
あります。結局この三の認定、現実の
価格をどの辺で処分をするのか、この
正常貿易の阻害になるかならんかとい
う点が一番重要な点ではなからうかと
思ふのであります。その点につきま
しては、今の現在の輸出手續下におき
まして、大体役所でも把握できます
が、なお關係の輸出組合の意見を聞き
まして、誤りなきを期したいと思つて
おります。

○小林英三君 もう一つ……それから
この業者がこれは残品ができたからし

て現地で処分したいというので通産大臣に申請をして認可を得るわけでしょうが、その認可を得るに至るまでの間に、輸出業者が認めず、それはどういふふうにしてわかりませんか。例えば六カ月間なら六カ月たつたものをまだ売れていない、これは通産大臣の認可を得て現地で処分しなくちゃならぬというふうに決意する、これはどういふふうにしていいですか。それからもう一つは、そういう認可を通産大臣に申請した場合において、通産大臣としてはいろいろな手続を踏まれたり、輸出組合に聞かれたりしてそれを認可するわけでしょうが、そのひまがよほどかかる、期間がかかると、この業者が徒らに現地に放任しておかなければならないということになるのですが、その認可申請に対して認可をする期間というものは極めて迅速にできるものでしょうか、それをお伺いしたい。

〔理事松平勇雄君退席、委員長着席〕

○政府委員(松尾泰一郎君) お尋ねの先ず第一点は、先ずこの保険を政府が付けます場合に、大体この商品ならば販売期間は何か月にするのが適当かというところで定めるわけでありまして、要するに保険契約のときに定めるわけでありまして、従いまして、その保険契約内に処分できなかったというものについて、業者からの申出があり、それからその売れ残つたものが現実にあるかないかというこの確認の段階になります。それからいさこの承認の段階になります。先ず輸出業者のほうから最初の意見として大体この辺で処分をした、持つて帰つて処分をするこの

程度のもは現地で処分したほうが有利であるというふうな意見具申が出て来るだろうと思つております。その場合に大体先ほども申ししますように、役所で一応判断をし、輸出組合の意見を聞いてやるわけでありまして、まだこの何週間、或いは何日くらいうちにやれるかというところは、ちよつと自信がないのでありますが、一月あれば十分という審査はつくのではな

いかというふうな考へております。○三輪貞治君 この通産大臣が承認をされる場合の要件の二ですね。これは今松尾次長のお話を聞いておるところとこの文章の書き方と逆じやないかと思ふ。というのは持つて帰つて売るときも、若干安くても運賃のことを考へるならば、そこで売つて引合ふかどうかという値段が出るので、こういう朱項を加へられたということでありまして、そうなる、これは「処分見込価格に当該貨物を本邦に積戻すために必要な費用を加へた」となつておりますが、これは減じた額とならなければならぬ。と申しますのは、百円のもの

ば一俵持つて帰つて売つたが、向うで売つたが、いいかというのを、持つて帰れば百円になる。併しそれを持つて帰るためには十円の費用がかかる。九十円で現地で売つた場合と、こつちで百円で売つた場合と、こつちからどつちで売つたが、いいかというところは、向うが九十円より少し上になるかどうかというのをきめられるわけですね。ですからそういう考へで行けばこれは「必要な費用を引いた額を超える」ということになるのじやありませんか。加えたら当然売れますよ。百円のものを持つて来ないでも、そこで

運賃の額よりも上に売れるわけですからね。

○政府委員(松尾泰一郎君) 私が説明を申上げたほうがいいと思ひますが、どうも私が説明を申上げたものと、この書きぶりが少し合つていないように考へます。甚だ申訳ありません。「本邦外における当該貨物の処分見込価格を本邦における処分見込価格からこの「に」は「から」であります。当該貨物を本邦に積戻すために必要な費用を控除した」を加へた」を、控除した額」というふうには、先ほど説明申上げておつた通りであります。ちよつと表現が逆な形をして申訳ありません。

○高橋衛君 この一、二の要件につきましては、先ほど小林委員の質問に對しまして、大体一月か月の間に処理ができるだろうという御答へでありましたが、そうするためには、契約をした者が一の証明、又は二の事項についての調査事項等を添附して承認の申請をするということが必要になるのじやないかと思ふ。そうしなければ事務が迅速に運ばないのではないかと思ひますが、そういうことについては処理規程か何かで、以てそういうことを義務付けなされる予定でありますかどうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 御指摘の通りに、現実に貨物が存在してあるか、現地において処分したほうがよいのか、国内に持つて帰つて処分したほうがよいのかというようにつきましまして、先ず契約者の必要な書類を添えて承認の申請をいたさるつもりであります。それから手続につきましましては約款で詳細を規定するつもりであります。

○委員長(中川良寛君) 大臣が出席されましたから、御質問のかたはどうぞ。

○豊田雅孝君 この委託販売に關する輸出保険制度は非常に結構だと思ひますが、輸出に結構だと思ひますが、非常に結構だと思はれるだけに、この運用に結構だと思はれるので、この運用を誤ると非常な弊害が出て来るのではないかと感があるものであります。その一つの根本問題は、日本から出て行く輸出品が良品であつた場合には、この委託販売の輸出保険制度というものは非常に善いと思ひますが、その効果を健全に發揮し得ると思ひますが、それによつても、不良品が輸出をせられるということになると、あとにおいて大臣の承認制度というやうなもの運用によつてその弊を講じなければならぬというやうなことが相当出て来るために、その運用よろしきを得なかつた場合には、投売り等が始まつて、非常に一般の正常輸出に大きな悪影響を及ぼすやうな懸念を持つのであります。従つて、本制度を實施する前提条件といたしましては、我が国の輸出品に對する検査制度の徹底、それから運用よろしきを得るということが必要だと思ひます。

が、現在どういふ輸出品について検査制度が行われておるか、なお輸出検査合格品のみが輸出せられておるかどうか。税関において、曾つては開函検査による、要するに輸出品の包装を開けて取締をしておつたのであります。が、そういう税関の取締制度というものが今日勵行せられておるかどうかが、若しこれが勵行されておらんと、輸出検査が不十分だということにつきましまして、只今申しますように、非常な

不安を私も持つわけでありまして、どうしてもこの際戦前に行つておつたやうな、或いはそれ以上の輸出の検査制度の確立実施ということが必要だと思ひますが、これにつきましまして大臣の御意見を伺いたい。

○國務大臣(愛知照一君) 只今の御意見は誠に御尤もでございます。不良品の輸出の問題については、これをよほど嚴重にやりますと、弥縫策として却つて面白からざる結果を招来するといふことは、御指摘の通りだと考へるものであります。それらの点について、御承知のように、輸出取締法の關係、輸出検査については最近強制検査、これを非常に幅を広くして、現在でも任意検査の制度がまだ残つておる品目もございしますが、できるだけ強制検査といふことを法に基いて行ひまして、これと税関の仕事との間の關連をよくすることにしようというやうなことをいたしまして、さういふ欠陥が生じないやうに、この上にも十全な措置を圖りたいと考へております。

○豊田雅孝君 現在輸出品のどの程度の範圍に輸出検査が履行せられておるのか、ございませうか。これは次長から結構ですが……。

○政府委員(松尾泰一郎君) ちよつと今日表を持つて参りませんでしたので、甚だ申訳ございませんが、あとでお答へ申し上げます。

○豊田雅孝君 重要輸出品全般について輸出検査を確立実施するといふことが、私はこれに伴つて非常に必要であると思ひます。それと同時に、先ほど申しますように、税関の取締官が戦前におきましては昔の商工省の輸出品監督官に兼任をいたしまし

て、そうして、輸出検査の取締という事は本来当時の商工省の所管に属するが故に、税関においてやつてもらうという事はできないのでございますが、輸出品監督官補を兼ねるという形で、税関で輸出品包装を少くとも抜取で甲板或いは棧橋で検査をしたのであります。それによつて優良なる輸出品の輸出を確保する行き方をしたのであります。現在の通産省にはその制度がないのだらうと思つておりますけれども、その点について、これも次長で結構ですが……

○國務大臣(愛知揆一君) この点は、従前、戦争前の状態においては、只今御指摘の通りのやり方をやつております。その後税関制度が復活いたしましたので、税関に關する諸法制が整備されましたときに、他の……、他のと申しますか、法令に基いてやりまする検査については、排他的に税関官吏だけで検査をするというような制度になりましたために、税関の官吏が同時に兼職をして通産省の立場においても検査ができるというような制度には現在なつておられないわけでございます。この点は確かに一つの問題だと思つておりますが、全般的に、現在の御承知のよう行政機構の面におきましては、兼任制度というのなかつたことを許さない建前になつておりますが、なおその点はよくと研究いたすことにいたしたいと思つております。

○豊田雅孝君 政府全体としても輸出振興第一主義を掲げられておりますし、又愛知通産大臣もそれに向つて邁進せられつゝありますので、この際かような委託販売の輸出保険制度まで実施いたしましたして、要するに無理な輸出でも極力やろうという、ここに行き方が現れておるのであります。それに伴つて只今の輸出検査制度及び税関取締制度、これの確立を是非至急におやりの願ひたいと思つております。

次に、先ほど次長から説明をせられておりましたので、大体大臣の承認制度の運用のアウト・ラインが前よりもはつきりして来たのであります。併し、かような行き方によつて通産大臣が一々承認をするという場合におきまして、若しも内外の關係業者が腹を合せて馴れ合ひでやろうという場合において、どういふ取締方法があるのか。或いは罰則の必要もあるのではないかと、いふ声が業界の人たち自身の間からも出ているわけなのであります。これについては如何に考えておられるか。

○國務大臣(愛知揆一君) 御尤もな御心配でございますが、今の場合、私が考えますに、内外両方に亘つて通謀するということは或いはあり得るかと思ひますけれども、国内の輸出業者相互において通謀するということは、これはあり得ないのではなからうかと思ひますが、その点私はそう考えますのであります。

○豊田雅孝君 私の質問したのも、内外相呼應して馴れ合ひでやるといふ場合の問題でありまして、罰則はこれは海外には及びませんけれども、その当事者になつた国内業者に対してどういふ罰則で臨んで行くのか。それから又保険金の返還、これらについてどういふ制度を考えておられるか、そういう質問であります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今の御指摘の点は誠に御尤もでございます。この約款で免責条項を設けまして、それらのような故意にやつたとか、或いは通謀してやつたというような場合におきましては、保険金を支払わないというふうな免責条項を設けることにいたしております。まあその点で防げるのじやないかというふうに考えております。

○豊田雅孝君 保険金を支払つて後にそれが発覚した場合に於いての措置はどういふことになりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) その点は他の輸出保険にも規定がございます。返還をせしめるという条項がございます。

○豊田雅孝君 それをばつきり一つ示してもらいたいのですが、それと同時に、そういう返還だけでは只今申すような事件の誘発を防止することは必ずしも困難じやないかと思つております。さういふ内外の業者が通謀してやつたような場合については、やはり刑罰が必要なんじやないかという感じがするものであります。この点について御意見を伺ひたいいたします。

○政府委員(松尾泰一郎君) 輸出保険法の第一条の五に、「政府は、輸出保険の保険契約の保険契約者、被保険者又は保険金を受取るべき者がこの法律の規定又は輸出保険の保険契約の条項に違反したときは、当該保険契約に基づき保険金の全部若しくは一部を支払わぬ、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができ、この第一條の五に基きまして、約款でそれら細かい規約を作るわけでございます。他の保険についてはもう現に

作つておるわけでございます。従いまして、今御指摘の点は免責条項なりその他の一旦支払つた保険金を返還させるといふ規定によつて処置できるのではないかと思つております。ただその刑事事件まではこの保険法では及んでいないわけでありまして、まあ詐欺等の問題が起りますれば刑法その他では行くのではないかと思います。五にこれに基き規定によりまして大体処置できるのではないかというふうに考えております。

○豊田雅孝君 この第一条の五は「法律の規定又は輸出保険の保険契約の条項に違反したとき」、「違反したとき」になつておるわけでありまして、違反はしないので、今次長が言われたやうに、悪意を以て詐欺的に内外の業者が呼應してやつたという場合にはこれではいけなくて、さうすると一般刑法等によつてやつて行くだけだということでありまして、さういふことか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 現在の約款によりまして故意、過失という表現で免責条項を規定しておるわけでありまして、従いまして故意、過失以上に出た場合はこの法律では処置できないというところになりまして、あとの通謀の問題になるのではないかというふうな考えのわけでありまして、さういふことか。

○三輪貞治君 本法律案の審議に当たりまして最も我が懸念いたしましたのは、この制度によつてダンピングが行われ、正當貿易を阻害するやうなことはないかということであつたのです。勿論この法律案によりまして本保険の受理は販売価格の届出が前提条件になつておりますから、その場合に厳

重な審査を以て御許可になればさういふ我々の懸念は危惧に終るわけでありまして、併しながら問題は現地で損失販売をされる場合の点にかかつておるのであります。その場合に通産大臣がさつき頂いたような要件について審査をされて御承認をされるわけでありまして、我が方が今日機械のかたぐひに來て頂きまして御意見を伺つた中で、この問題に關して特に各業種別に作られておる輸出組合或いは協會等の意見を聞かれることが望ましいという御意見の発表があつております。これはまさしくさうであらうと思ひます。この地域においてこの品目はこれ以上割つて充たれるならばこれはもうダンピングになり、正當貿易を阻害するやうな線がおります。さういふことはこの法律にある輸出審査会等ではまだ不十分な点もあると思ひますので、さういふ要望に於いて通産大臣は、生糸なら生糸、電気機械なら電気機械、その他の品目別に作られておる輸出組合、協會等の御意見をお聞きになる御意思があらうかどうか。

○國務大臣(愛知揆一君) その点は私もといたしましては十分各業界の意見を聞きたいと思つております。さういふ品目をどの国はさういふ品物が必要であるというやうなことを出先機關等に問合せられて、さうして委託販売をなさるといふことになれば、今私どもが懸念しておるダンピング等の問題も起らぬでいいのじやないか、例へば電気器具を発送したアメリカに持つて行つたつて駄目でありまして、さうい

る器具を必要とするところの国に持つて行つて委託販売をするとか、こういうたような一応売捌方法をお考えになつて許可されるというようなことに相成ることが一番正しいのじやないかと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(愛知揆一君) その点は誠に御尤もでございます。ひとりこの点にかかわることはないのであります。在外公館その他商社等との間の情報交換、或いは市場の調査というようなことは全体としての輸出貿易の振興のための基礎であると思ひますので、そういう点も十分に配慮いたしたいと思ひます。

○白川一雄君 この法案を最初拝見いたしましたときに直感したことは執行がなか／＼困難なものではないか、その困難に比べては外貨獲得の目指すところは余りに小さいのじやないかという感じがしましたのと、外貨、外貨という声で日本の金を無駄にする面が一方にあるという事柄が非常に心配になつたので、又この輸出委託されるものが恐らく銘柄の通つた商品よりも銘柄の通らない商品が多くなるだらうと思ひます。そうしますと貿易商の過剰といふことのしわ寄せが必ずメーカに來るものと考えるのであります。普通従来委託販売がありました実情を辿つて見ましても、商社が委託販売するときにはメーカからやはり委託の恰好で荷物を引取るということが行われておつたのから見まして、しわ寄せがメーカに來るのじやないか、而も銘柄が通つていないとすれば中小企業のはうに多く響いて來ないかという心配がありますので、ところが法案が出る前に我々相談にあずかるべきであります。

すれば十分話もできたのでございませうが、法案が出てしまひますと、まあ運用をうまくやつて頂きたいために先般からいろいろ御質問申上げておりました。私どもの非常に案じますことは、日本の金というのを余り安く見過ぎるという点がありやしないか、例えばM S Aの問題にいたしましても、五千万ドルと申しましても百八十億円なんぞございまして、日本の国が無駄な建築をやめたり享樂機關を廃止したりすれば百八十億くらい金は自己の金で電源開発でも何でもできて、そこへM S Aも来ればプラス・アルファになつて民間産業も潤ひし、経済も非常に潤ひと思ひるのでございませうが、それまでは無駄使ひさして置いて急に日銀じゃ金を締めるといふような行き方で、中小企業は勿論大企業の産業の伸展を期するといふことができないのは、果して日本の経済再建の方法であるかといふように考えますと、この輸出法案も二百万ドルほどの外貨を獲得するんだという一方には保険で日本の金を出すといふような穴を作つておきますと、これは或る期間たちますれば、得た外貨の潤ひよりも出した金の財政に響くほうが災難だといふような面が出て來やせんかといふことを考えますと、この法案は必ずしも、現実の問題としてなか／＼実行困難なことばかり集めた法案になつておられます。現にこの第二の問題にしましても、処分見込価格と申しませうけれども、売ることでもできない、引取することもできなくなつた場合、商品はどうするかといふような問題も現に残ると思ひるのでございませうが、いずれにしましてもこの運用を的確にやつて頂かねばなりません。

と、通産大臣としましては、我々国民は苦しいのはどんなにでも辛抱する氣持を持つておるので、国家百年の基本的貿易政策といふものを立てて、その中を小口にこなして行くといふのでなければ、基本線が余りはつきりしないでおるのではなか／＼百年河清を待つておるときになりやしないかといふような懸念から、先般から担当のかたに御質問申上げておつたようなわけでありませう。私はこれが杞憂に終つて外貨獲得の資になれば結構だと、こう思ひます。これはこの法案を出しつ放してなくして、將來これの再検討を常に繰返して頂かんと、思ひぬ失敗を招くことがあるのではないかと、こういうふうに考えますので、一言希望を申上げて大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 一々御尤もでございます。私もどなたもいたしましては基本的な考え方といふものを一応考へまして、そうしてそれを輸出振興といふことに全部の努力を、どんなことでもこれは益があるかと思ひつて、いつては、たとい細かいことであつてもやつて行きたいといふのが私どもの氣持でございます。この法案につきましましては、確かに御指摘のように僅か二百万ドルくらいの國際收支の改善といふことを一応狙つて、それについて國家の財政負担といふものを考へるので、果して釣合いがとれたやり方と言へるかどうかといふような御懸念、御心配は私も御尤もと思ひますが、ともかくざつとばらんに申しますと、現在の状況においては輸出振興と言つても、一つこれだけをやれば万全の効果が挙が

るといふようなものも実は私はないようにも思ひますので、基本的な財政經濟政策を打出して参りますために、多少でも効果のあることをやらせて頂きたいといふことから、前々から研究しておりましたこの法案といふものを御審議を願つたような關係でございませう。従ひまして累次いろいろの御注意や御意見がございしました点は、この法案の運用に當りまして、幸いに成りたしましたならば、運用に當りましては十二分につく配慮いたすといふことは勿論でありますし、又どうも工合が悪いと思はれるような点がございしましたならば、いつでもこれを修正し、或いはやめるといふことについてやぶさかでない、こういう氣持でおるわけでございます。

○高橋衛君 この法律につきましましての問題は専ら運用にあるといふ点は、先ほど各委員の御意見の通りであると存じます。先ほど豊田委員からの御質問に對しまして、各省の官吏が兼務するといふ建前はとらないといふ御答弁でありましたが、その点は現在の國家公務員法の建前がその通りになつておるといふことは御答弁の通りと思ひます。併しなから例外的例はございませうので、一つの例を申上げますと、密造の取締のために國稅庁の相当大の官吏を通商産業省の官吏に兼務をいたしまして、その形において密造取締の衝に當つておるといふことを人事院にも認めてもらつて実行しておる例もございませう。従つて勿論税関におけるところの官吏の事務分量的問題もあると思ひますから、その辺の検討は別途必要であると思ひますけれども、若しともそういうことが非常に役に立つとい

ふことであらば、そういう例もあるといふことを御承知願つて御検討になつて頂きたいと思ひます。

○海野三朗君 このたびの本法案は誠に結構なことであると思ひますが、この輸出を振興する上におきまして、この科學技術の振興という立場から政府はどれくらいの研究費を見込んでおられるのでありましようか。昨年度に比べてどれくらいでありましようかといふことが一つ、それから輸出検査といふことについてはどれくらいのお金を使つておられますのでありましようか、お伺ひいたしたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 輸出の、特に輸出だけを取上げて研究費といふようなものは今度の予算にも出ておりませんが、例えば各試験所とか、或いは工業技術院の調査研究費といつたようなものは、一つは輸出振興に役立つような、特に工業化できるようなものと、それから國內資源の開発といふことはこれは直接輸出と關係ございませうが、そういう点について予算を作つておるのでございまして、大体そういうようなものは工業技術院の直接の關係だけであつたか六億圓くらいが計上されてあると記憶いたしておられます。

○海野三朗君 それからこの輸出につきましましての検査費、つまりその検査費にはどれほどお使いになつていらつしやいませうか。

○政府委員(松屋泰一郎君) 検査費といふよりは検査所の費用でございませう。通産省關係をいたしましては纖維製品検査所、それから工業品検査所、二つの輸出品の検査機關がございませう。でその他農林省には食品の検査

所があると思ひます。

所、それから厚生省には医薬品の検査所があります。それらの検査所の経費につきましてはちよつと資料を持つて来ておりませんのでありますが、相当の、多数の人間を擁して、そこで検査をいたしているわけでございまして、その他の民間の検査機関につきましても、戦前におきましては、経費の一部は国家補助というふうなことがあつたのでありますが、現在のところは、民間の検査機関に對しましては、政府のほうから補助金を出しておりません。それらの業界で費用を捻出して、財団法人なり、或いは株式会社組織で相当数の検査機関ができてゐるわけでございします。

○海野三朗君 今通産大臣からお伺いいたしましたのは、約六億とおつしやるのでありますが、ドイツあたりに比べて、日本のは遙かに少いので、その辺に對しましては、経費についてどういふお考えをお持ちいらつしやいますか。このままでよろしいとお考えになつてゐるか。又もつと／＼これの予算を殖やして、この輸出商品の、つまり輸出商品と申しまして、根本は科学技術でありますから、その方面に對する通産大臣の御所見をもう一度お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) その根本の科学技術の振興ということが、これが直接間接に輸出の振興なり、国内資源の開発に非常な効果のあることはもう明らかなこととございします。財政全体の事情の許す限り、その方面につきましてはできるだけ財政的な支出を考へて行かなければならぬと思つております。

それから輸出それ自体については、

科学技術というよりも、海外市場の開拓なり、或いは日本でできなかった商品の海外に對する宣伝であります。それから、市場の調査といったようなことが直接速効があると考えますから、いわゆる通商振興対策費というふうな恰好で、大体この予算には三億二千三百万円、金額は非常に少いようございしますが、昨年に比べれば約三倍近くは増額してゐると、こういうふうな恰好になつてゐるわけでございします。

○海野三朗君 私は今古い例を挙げようであります。この仁科博士の研究しておりますが、これがあの當時には……、

○委員長(中川以良君) ちよつと海野先生御発言中ですが、本日はこの法案は一応討論採決まで行くことになつておりますので……。

○海野三朗君 もうじき済みです。そのときに、日本ではこの経費に三十万円を出してつた。ところがアメリカでは三十億ドル出して使つてつたのです。それでここに原子の研究も格段の差が出て来たのであつて、要するに、つまり研究費のほうにもつと力を入れなければ、輸出振興というものは幾ら太鼓を叩いて見たところで、結局品物が悪ければ負けるということに私はなると存するのであります。その点から考へましてどうしてもこの研究費に、余分にこの研究費に力を入れて、予算をとつて、そうしてこの品物をよくして行くということとなければ、私にはならないのだという点を考へます。日本の只今のお話の費用は実に少いと思ひますが、今後やはりでき得るだけこれは増額して行つて頂かなければ、輸出振興の根本が成立しないのではないかと……。

○國務大臣(愛知揆一君) 誠に御尤もでございまして、例へば最近非常に問題になつております原子炉の問題にいたしまして、米國で試算いたしました書類で見ますと、極めて小型のものでございまして、原子炉一基作るのに、建設費は日本の金にいたしまして、二十億円程度を必要とするといふような状態でありまして、我々としても非常に羨ましく考へてゐるわけでありまして、全くお説の通りでございまして、早く根本的な科学技術の研究に對しまして、もつと多くの支出ができれば、よく努めて参りたいと思ひます。

○海野三朗君 有難うございました。もう私は終ります。

○委員長(中川以良君) 他に御発言もないようでありますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございしませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めまして、質疑はこれを以て終了いたしました。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、賛否を明らかにしてお述べ頂きます。

○豊田雅孝君 本家に賛成いたしました。ただ審議の過程に見られましたように、運用につきましては十分に注意する必要があると思はれるのであります。具体的に申しますと、第一に悪意の業者を利用される危険がないとは

言えない。第二に第十條の四の大臣の承認制度につきましては、これが運用を誤ると、投売りになつて、他の一般輸出に悪影響を与える虞があることとあります。従つて本制度が不当な取引等を誘発して、他の一般輸出に悪影響を及ぼさないように、万全の措置を政府が講ぜられたいということを、私は希望条件といたしまして、これを附しまして、賛成いたします。

○小松正雄君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、本法案に賛成するものであります。一言大臣にお願いしておきたいことは、この法案が通りまして、この法案を以て実施せられるということになりますと、生産者においてこの法案に頼るということになつて、国内製品が低下するやうなことに相成らないようにして頂きたい。それは常に生産者に対して、当局よりそういうことを知らせてもらうと共に、又輸出に對しましては、検査を厳重に、十分注意されて、国内製品を向上をさせるようにいたして頂きたいということを希望申上げまして、本家に賛成いたします。

○三輪貞治君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、この法案に賛成をいたします。國際收支のバランスをとるということが、日本の現在の經濟情勢から非常に必要であることは、今国会当初に各大臣の施政方針演説でも述べられたところであります。この法律案が若干でも輸出の伸長に役立つということであれば、我々はこれを非常に歓迎いたします。併しながら今までの質疑の過程で示されましたように、又先ほどからいろいろ御討論でお述べになりました

ように、我々もこの法律案が悪用をされて、或いはダンピングを助長し、或いは正常貿易を阻害するといふことのないことを念願いたしてあります。そこで、是非一つ運用の面において、特に通産大臣の損失販売の認可の過程において、適正なる御判断の下に御決定をして頂きたいと存じます。特にこの第一條の四にもありますように、この保険料率の問題であります。これは勿論政府の保險事業の収入が支出を償ふやうな原則で行われてゐるのでありますけれども、この特別会計を見ますと、今日においては若干の黒字の経営になつてゐるようにも思ひます。政府の行方よりな保險は黒字であるといふことが実は自慢にならないのであつて、その本質をいたします貿易の伸長ということが目的でございします。將來において、この改正によつて更に保險の料率も高くなるであります。特別会計の面においても若干の黒字が増加する、こういう過程におきましては、参考人の御意見にもありました保險料率の改訂等を行われまして、法律案が所期の目的を達成するように運用して頂きますことを希望申上げまして、賛成の意を表する次第でございします。

○高橋橋君 私は本法案に對しまして、自由党を代表して賛成の意を表するものであります。今日我が國の当面する事態は、すべての施策に優先して、國際收支の改善を図るというところにあるのでございまして、僅かに年間二百万ドル程度の期待が持たれる程度の改正ではございしますが、併しながら何とかしてこういうふうな方法も講じて、少しでも國際收支の改善に寄与する

ということは極めて適切な措置である
と考へますので、本法案に賛成するの
であります。ただ問題は、これが運用
にあるのでございまして、その点につ
いては、先ほど各委員から詳細な説
明がございまして、省略いたしま
すが、要するに寛政よろしきを得て
頂きたいという希望を述べまして、
賛成の意を表する次第でございませ
う。

○委員長(中川以良君) ほかに御意見
ございせんか。
○武藤常介君 改進黨を代表いたしま
して、本案に賛成いたします。簡単に
理由を申述べます。本案は、提出の御
説明の通り、貿易の振興を旨として
案でありまして、その間只今各党が、
本案を実施するに当りまして十分注意
しなければならんことに對しまして、
或いは質疑に對して、或いは只今の討
論に對して述べられましたが、私も全
くその点が心配でありますので、ど
うぞ十分なる注意を以て本目的に十分成
果を挙げられるようにお願いをいたし
まして、本案に賛成いたします。

○委員長(中川以良君) ほかに御意見
ございせんか。……御意見もないよ
うでございせんか。……討論は終局した
ものと認めて御異議ございせんか。
○委員長(中川以良君) 御異議ないも
のと認めます。

それではこれより採決をいたしま
す。
輸出保険法の一部を改正する法律案
を原案通り可決することに賛成の諸君
の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(中川以良君) 全会一致であ
ります。よつて輸出保険法の一部を改
正する法律案は、原案通り可決するこ
とに決定いたしました。

正する法律案は、原案通り可決するこ
とに決定いたしました。
それから本會議における委員長の口
頭報告、事後の手續等につきまして
は、前例によつて委員長に御一任を願
いたいと思ひますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以良君) 御異議ないも
のと認めます。
なお報告書には、多数意見者の署名
を附することになつておりますので、
本案を可とされたかたの順次御署名を
お願いいたします。

多数意見者署名
松平 勇雄 藤田 進
小松 正雄 石原隆市郎
大谷 賀雄 小林 英三
西川彌平治 酒井 利雄
高橋 衛 岸 良一
豊田 雅孝 海野 三朗
三輪 貞治 武藤 常介
白川 一雄 西田 隆男

○委員長(中川以良君) 本日はこれに
て散會いたします。
午後三時二十五分散會

法(昭和二十七年法律第六十二号)
の一部を次のように改正する。
第十八条を次のように改める。

(探鉱等の完了の届出)
第十八条 第十六条の規定による決
定を受けた探鉱権者又は租賦権者
は、当該探鉱を完了し、又は当該
二次採取法の実施に必要な施設の
工事を完了したときは、遅滞な
く、省令で定める事項を記載した
書面を添えて、その旨を通商産業
大臣に届け出なければならぬ。

第十九条第二項を削り、同条第三
項中「第一項」と「前項」に改め、同項
を同条第二項とし、同条第四項を同
条第三項とする。

第二十条第二項を削る。
第三十九条第一項中「業務」の下
に「若しくは経理」を加える。

第四十三条第一号中「第十二条第
二項、」の下に「第十八条、」を加え
る。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律の施行前に第十六条の
規定による交付の決定があつた補
助金については、第十八条、第十
九条第二項及び第二十條第二項の
改正規定にかかわらず、なお従前
の例による。

石油資源探鉱促進臨時措置法案
石油資源探鉱促進臨時措置法
法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の一部を改正する法律案

2 前項の規定による指定は、告示
により行う。

3 通商産業大臣は、第一項の規定
による指定をするときは、石油及
び可燃性天然ガス資源開発審議会
にはかり、その意見を尊重して、
これをしなければならぬ。

4 第一項の規定による指定は、解
除しないものとする。

(施業案の特例)
第二条 前条第一項の規定により指
定された地域(以下「指定地域」と
いう。)内に存する石油を目的とす
る試掘権に係る試掘権者が鉱業法
(昭和二十五年法律第二百八十九
号)第六十三条第一項の規定によ
り施業案を届け出るべき期限は、
同項の規定にかかわらず、事業に
着手する日の六十日前とする。

第三条 通商産業局長は、指定地域
内に存する石油を目的とする試掘
権に係る試掘権者の施業案を變更
しなければ、その鉱区の油層の状
態を確認することができないと認
めるときは、その試掘権者に対
し、施業案を變更すべきことを勧
告することができる。

2 前項の規定による勧告があつた
ときは、試掘権者は、通商産業局
長に對し、その指定する日まで
に、当該勧告を承諾するかしない
か(承諾しない場合にはその理由
及び勧告に係る措置に代るべき措
置の内容を附して)を回答しなけ
ればならぬ。

3 通商産業局長は、試掘権者が前
項に規定する回答をしないとき、
その承諾しない理由が正当でない
と認めるとき、又はその回答に係
る措置の内容が適当でないと認める
ときは、その試掘権者に対し、理
由を示して、第一項の勧告に係る
措置をとるべきこと又はその回答
に係る措置の内容を變更して実施
すべきことを命ずることができ
る。

4 通商産業局長は、第一項の規定
による勧告又は前項の規定による
命令をするには、鉱山保安監督部
長に協議しなければならない。

第四条 通商産業局長は、試掘権者
が前条第三項の規定による命令に
違反したときは、鉱業法第十八条
第二項の申請に對し、延長の許可
をしてはならない。

(事業着手の義務の特例)
第五条 指定地域内に存する石油を
目的とする試掘権に係る試掘権者
についての鉱業法第五十五条第一
号又は第六十二条第一号若しくは
第三項の規定の適用については、同
法第五十五条第一号及び第六十二
条第三項中「一年」とあるのは「六
箇月」と、同条第一項中「六箇月」と
あるのは「三箇月」と読み替へるも
のとする。

(存続期間等の特例)
第六条 指定地域内に存する石油を
目的とする試掘権(第一條第一項
の規定による指定の際現に存する
ものを除く。)の存続期間は、鉱業
法第十八条第一項の規定にかかわ
らず、一年とする。

2 鉱業法第十八条第二項の規定に
より指定地域内に存する石油を目
的とする試掘権の存続期間を延長
することができる回数、同項の
規定にかかわらず、八年から当該

指定の内容が適当でないと認める
ときは、その試掘権者に対し、理
由を示して、第一項の勧告に係る
措置をとるべきこと又はその回答
に係る措置の内容を變更して実施
すべきことを命ずることができ
る。

通商産業局長は、第一項の規定
による勧告又は前項の規定による
命令をするには、鉱山保安監督部
長に協議しなければならない。

通商産業局長は、試掘権者
が前条第三項の規定による命令に
違反したときは、鉱業法第十八条
第二項の申請に對し、延長の許可
をしてはならない。

指定地域内に存する石油を
目的とする試掘権に係る試掘権者
についての鉱業法第五十五条第一
号又は第六十二条第一号若しくは
第三項の規定の適用については、同
法第五十五条第一号及び第六十二
条第三項中「一年」とあるのは「六
箇月」と、同条第一項中「六箇月」と
あるのは「三箇月」と読み替へるも
のとする。

指定地域内に存する石油を
目的とする試掘権(第一條第一項
の規定による指定の際現に存する
ものを除く。)の存続期間は、鉱業
法第十八条第一項の規定にかかわ
らず、一年とする。

指定の内容が適当でないと認める
ときは、その試掘権者に対し、理
由を示して、第一項の勧告に係る
措置をとるべきこと又はその回答
に係る措置の内容を變更して実施
すべきことを命ずることができ
る。

試験権の設定の登録の日から同項の申請があつた際における当該試験権の存続期間の満了の日までの期間を控除した年数を一年で除して得た数とし、その延長する期間は、同条第三項の規定にかかわらず、一回ごとに一年とする。

(試験権の譲渡)

第七条 指定地域において石油の探鉱を実施するため試験権を譲り受けようとする者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の許可を受けて、当該試験権者に對し協議することができ。

2 通商産業局長は、当該試験権者が試験権の設定若しくは移転の登録があつた日から三月以内に事業に着手せず、又は引き続き三月以上その事業を休止しており、且つ、試験権を譲り受けようとする者が当該試験権における探鉱を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有しているときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を当該試験権者に通知しなければなら

ない。

第八条 試験権を譲り受けようとする者は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がとれないときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

第九条 通商産業局長は、前条の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を試験権者に交付し、期間を指定して答弁

書を提出する機会を与えなければならない。

第十条 試験権者は、前条の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第八条の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第十四条第二項の規定による試験権の移転の登録があるまで、又は第十六条第二項において準用する鉱業法第九十九条の規定により決定がその効力を失うまでは、当該試験権を譲渡し、又は当該試験権の減少の出願をすることができない。

第十一条 通商産業局長は、試験権者が現に事業を行つておらず、且つ、試験権を譲り受けようとする者が当該試験権における探鉱を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を現に有しているときでなければ、試験権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

第十二条 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、試験権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければなら

ない。

一 当該試験権の所在地

二 当該試験権の登録番号

三 試験権の譲渡の時期

四 対価並びにその支払の時期及び方法

2 通商産業局長は、前項の決定をするときは、地方鉱業協議会にばかり、その意見を尊重して、これをしなければなら

ない。

第十三条 第八条の規定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、第八条の決定

をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

第十四条 第十二条第一項の決定があつたときは、当事者の間に、試験権の譲渡について協議がと

つたものとみなされた場合において、試験権を譲り受けようとする者が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長は、当該試験権の移転の登録をし、且つ、その旨を当事者に通知しなければならない。

第十五条 第七条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がとれない場合において、同項の許可の後一月以内に第八条の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失う。

第十六条 鉱業法第九十七条及び第九十八条の規定は、第十二条第一項の決定による対価に準用する。

2 鉱業法第九十九条の規定は、第十二条第一項の決定に準用する。

(業務又は経理に関する報告)

第十七条 通商産業大臣は、石油の探鉱を急速に実施するため特に必要があるときと認めるときは、指定地域内に存する石油を目的とする鉱業権に係る鉱業権者に對し、業務又は経理の改善に関する報告をすることができ

る。

(異議の申立)

第十八条 この法律の規定によつてした処分(第三条第一項の規定による報告を除く。)に不服のある者は、通商産業大臣に對し、異議の申立をすることができ

る。

2 鉱業法第七章の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

(報告及び検査)

第十九条 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、指定地域内に存する石油を目的とする鉱業権に係る鉱業権者からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の効力の承継)

第二十条 この法律の規定によつてした手続その他の行為は、指定地域内に存する石油を目的とする試験権に係る試験権者の承継人に對しても、その効力を有する。

(罰則)

第二十一条 第三条第二項の規定により報告を承諾する旨を回答しながら当該報告に従わず、又は同条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十九条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

三月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、電気料金引上げ反對に関する請願(第一六六〇号)(第一六六一号)(第一六六二号)(第一六七四号)(第一七三三三号)

一、只見川電源地帯に電気料金地域差設定の請願(第一六六三三三号)(第一六六四四号)

一、クリーニング業を中小企業金融公庫の貸付特定事業に指定するの請願(第一七三二二二号)

一、電気事業法に関する陳情(第四五七号)

一、電気料金引上げ反對に関する陳情(第四五八号)(第四八二二二号)(第四八三三三三号)

第一六六〇号 昭和二十九年二月二十六日受理

電気料金引上げ反對に関する請願 請願者 福島県若松市議會議長 五十嵐豊作

紹介議員 石原幹市郎君

政府が金融引締と相まつて、低物価政策として一般産業の生産コスト引き下げを強行しようとしているとき、近代産業の原動力となる電気料金を値上げすることは、国民経済を根本的に破壊させ、殊に電力は公益事業であるにもかかわらず事業資本借入れの利息および固定資産の減価償却費等を高率な電気料金の値上げによつてカバーしようとすることは誠に遺憾であるから、このような電力事業の公益性を無視した電気料金値上げには断乎反対であるとの請願。

第一六六一号 昭和二十九年二月二十六日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島県若松市長 村井八郎

紹介議員 木村 守江君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第一六六二号 昭和二十九年二月二十六日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島県若松市役所内丸山太郎

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第一六六三号 昭和二十九年二月二十六日受理

只見川電源地帯に電気料金地域差設定の請願

請願者 福島県若松市長 村井八郎 外百六十三名

紹介議員 木村 守江君 石原幹市郎君

現在の電力料金制度は、発電端と需用端における電力の需用料金差について不合理な点があるため、只見川の電力はほとんど遠隔の工場地帯に送電される結果となり、もつぱら電力に望みをかけて計画しようとする只見川一帯の総合的な資源開発もその促進を阻害されている事情にあるから、只見川電源地帯に対する電力料金の地域差を設定せられたいとの請願。

第一六六四号 昭和二十九年二月二十六日受理

只見川電源地帯に電気料金地域差設定の請願

請願者 福島県若松市役所内丸山太郎

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六七四号 昭和二十九年二月二十六日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 名古屋市議会議長 鈴木健

紹介議員 成瀬 峰治君

政府が緊縮財政を堅持し、国民大衆に耐乏生活を要請している今日、電力会社のみが低物価政策に逆行して料金の値上りを施行するのは大衆に無用の苦しみを与えるばかりでなく、日本経済をインフレと破たんに向くものであるから、電気料金引き上げを申請している九電力会社に対しいきさつよくこの申請案を撤回せしめるよう政府に勧告せられたいとの請願。

第一七三二号 昭和二十九年三月三日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島県若松市長 村井八郎 外百六十三名

紹介議員 木村 守江君 石原幹市郎君

クリーニング業を中小企業金融公庫の貸付特定事業に指定するの請願

請願者 福島市陣場町二六ク

クリーニング協同組合理事長 大貫昇外五十名

紹介議員 石原幹市郎君

クリーニング業は、当初製造加工業として一部中小企業金融公庫の貸付けを受けていたものであるが、突如十日附公庫総務部長通ちにより指定金融機関に貸付けの打ち切りを通告されたことは遺憾である。本業が公衆衛生上のサービス業であり、また一種の加工業である点を考慮の上特定事業または製造業（物品の加工修理を含む）として貸付けを復活せられたいとの請願。

第一七三三号 昭和二十九年三月三日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島県議会議長 連沼 龍輔

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第四五七号 昭和二十九年二月二十五日受理

電気事業法に関する陳情

陳情者 東京都議会議長 佐々木 恒司

政府は、今般電気事業法の制定を準備しているが、この際民営独立の矛盾と欠陥を是正し、地方公共団体による電気事業の供給をも認め、私企業との公正な競争を容認すべきであり、また過般の電気事業の再編成に際し、開議の了解事項である公営電気事業の復元問題が当然考慮されるべきであつたにも

かわらず未だに不問に付せられているばかりでなく、現行法において復元の措置あるまで存続を保障されている公納金問題が今次の電気事業法案よりまつ殺されていることは、地方公共団体に對し不当なる犠牲を強いるものであつて社会正義と公平の条理に照し到底承服できないものであるから、電気事業法の制定に當り、公営企業の健全なる発達と住民福祉のために適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

第四五八号 昭和二十九年二月二十五日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情

陳情者 東京都議会議長 佐々木 恒司

先般、全国九電力会社は、全国平均一割四分四厘という高率な電力料金の値上げ申請を提出したが、もし値上げが実施されるならば、低物価政策は根本的に破壊され、産業の振興ならびに民生の安定に重大な支障を及ぼすことになるから、電源開発のための低利融資に強力なる施策を実施するとともに、電力会社をして資本費の縮減および企業の合理化等を図らせもつて電力料金の値上げを阻止せられたいとの陳情。

第四八二号 昭和二十九年三月一日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎

この陳情の趣旨は、第四五八号と同じである。

第四八三号 昭和二十九年三月一日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情

陳情者 東京都議会議長 佐々木 恒司

先般、全国九電力会社は、全国平均一割四分四厘という高率な電力料金の値上げ申請を提出したが、もし値上げが実施されるならば、低物価政策は根本的に破壊され、産業の振興ならびに民生の安定に重大な支障を及ぼすことになるから、電源開発のための低利融資に強力なる施策を実施するとともに、電力会社をして資本費の縮減および企業の合理化等を図らせもつて電力料金の値上げを阻止せられたいとの陳情。

陳情者 東京都葛飾区議会議長 酒井美代二

この陳情の趣旨は、第四五八号と同じである。

通商産業委員会第十七号正誤

頁 段 行 誤 正

九 一 終 三 この元を欠かぬようにして頂きたい。この元で重化学工業を殺さないようにしたい。頂きたい。

昭和二十九年三月二十九日印刷

昭和二十九年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局